

## 議会のペーパーレス化について(案)

議会事務局・庁内共同研究PJ

### 1 目的

ICTシステムの活用により、その利便性を生かして議会機能の強化を推進する。また、資料の電子データ化により、検索と蓄積を容易にし、執行機関、議会及び市民の情報共有を円滑にすると共に、資料作成等に要する経費の削減と事務の効率化及び環境への配慮を図る。

### 2 内容

- (1) 議会で使用する議案及び各種資料については、紙文書を廃止し、PDF形式を基本とする電子ファイルを用いることとする。
- (2) 議会で使用する電子ファイルについては、ペーパーレス会議システム(東京インタープレイ社「SideBooks」)にて保存と運用を行う。
- (3) 議場及び委員会室等において議員(議会事務局を含む)は、情報端末を用いて資料等の閲覧を行う。執行機関側の出席者についても、令和3年度中に同様となるよう移行を進める。
- (4) 報道機関、傍聴者への対応及び、議会会議録の作成については、当面紙文書によるものとする。
- (5) 議案及び各種資料は公式ウェブサイトにおいて公開を行う(全員協議会及び委員会協議会の資料については実施済み)。なお、議案等に記載される個人情報については、一定の配慮を行う。
- (6) 議場及び委員会室における情報端末の持ち込みと使用(目的外使用を除く)を認めるとともに、大型ディスプレイによる表示を行う。

### 3 実施スケジュール

- (1) 令和3年第1回定例会及び令和3年第1回臨時会(5月開催予定)は試行期間とし、紙文書と電子ファイルを併用する。
- (2) 試行期間において特段の問題が無い場合、議会側については令和3年第2回定例会より本格運用とする。
- (3) 執行機関側出席者は、令和3年第1回定例会において部長級以上の試行運用を開始し、令和3年度中の本格運用(紙文書を作成しない)を目指す。

### 4 その他

- (1) 電子ファイルの作成については、「飯田市議会電子ファイル作成基準」によるものとする。
- (2) 電子ファイルのペーパーレス会議システム及び公式ウェブサイトへのアップロードの分担については、基本的には議会事務局が行うが、詳細は今後の調整による。
- (3) 本会議、全員協議会、委員会等での説明時には、「ページ通知機能(閲覧ページを統一的に表示させる機能)」のオペレーションを行う職員を所管部署において選任する。オペレーションを議会事務局職員に依頼する場合は、閲覧ページを明示した説明原稿資料を、あらかじめ議会事務局に提出する。
- (4) 議会で開催する「勉強会」については、紙文書による対応を妨げないものとする。
- (5) 上記の他、議員に対する各種情報提供については、ペーパーレス会議システム及びメッセージアプリ(Logoチャット)によることを基本とする。(棚入れは継続、FAXは廃止)